

令和 7 年 度

NPO法人
大木町スポーツ協会
通 常 総 会

「総会議案資料」

令和7年5月31日（土）18時

総合体育館こっぽーっとホール

NPO法人大木町スポーツ協会通常総会

司会

1 開会の言葉

2 理事長挨拶

3 来賓挨拶

4 記念講演 「スポーツを通したまちづくり、人づくり」

NPO法人 A-lifeなんかん 事務局長 西田 由美 氏

5 大木町スポーツ協会 表彰

6 議長選出

7 議事録署名人の指名

8 議 事

- ・第1号議案 令和6年度事業報告について

- ・第2号議案 令和6年度決算報告について
監査報告

- ・第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

- ・第4号議案 令和7年度予算（案）について

- ・第5号議案 役員の選任について

8 その他

- ・事務連絡

- ・令和7年度大木町スポーツ協会運営方針

9 閉会の言葉

令和 6 年度 大木町スポーツ協会表彰受賞者

< 功 労 賞 >

団体名	氏名	表 彰 の 概 要	
		役 員 等	在職年 数
		就任期間	現職退 任
大木町軟式 野球連盟	大藪 昭男	大木町軟式野球連盟 審判長、副会長、会長	27 年
		昭和 63 年 4 月～ 現在	現職
大木町軟式 野球連盟	甲斐田隆人	大木町軟式野球連盟 審判長	15 年
		平成 22 年 4 月～ 現在	現職

令和 6 年度 NPO法人大木町スポーツ協会事業報告

【主催大会事業等】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日	時刻			
4	21(日)	10:00	軽スポーツ体験会	総合体育館 木佐木小運動場	7 地区 (41名)
5	12(日)	9:00	第24回町民ソフトバレーボール大会	総合体育館	24チーム (177名)
7	7(日)	9:00	第43回大木町総合球技大会	総合体育館 運動公園	壮年ソフトボール24チーム (311名) レディースソフトバレーボール12チーム (85名) * 熱中症対策のため中止
9	1(日)	9:00	第60回筑後バレーボール選手権大会	総合体育館 大莞小体育館	男子の部4チーム (56名) 女子の部3チーム (44名) ママさんの部9チーム (114名)
9	29(日)	9:30	小学生スポーツ交流 第1回大木町小学生長縄跳び大会	総合体育館	17チーム (190名)
10	27(日)	9:00	第25回町民グラウンドゴルフ大会	運動公園	団体13チーム (65名) 個人 (59名)
11	24(日)	9:00	第36回町民綱引大会	総合体育館	一般男子の部12チーム (126名) 一般女子の部5チーム (44名) 小学生の部10チーム (93名)
2	9(日)	9:00	第11回大木町リレーマラソン大会	アクアスロード (周辺歩道)	小学生9チーム (78名) 一般男子6チーム (38名) 一般女子1チーム (10名)、男女混合5チーム (37名) 職場仲間5チーム (36名) マスターズ40歳以上5チーム (43名) シニアの部60歳以上2チーム (13名) ファミリー5チーム (23名)

【県民スポーツ大会等事業】

8	18(日)	第67回福岡県民スポーツ大会 夏季大会(水泳)	筑豊緑地プール	少年の部 (3名) 一般の部 (1名)
9	21(土) ~ 22(日)	第67回福岡県民スポーツ大会 秋季大会	筑豊地区	5団体・4種目 (33名) 陸上競技、バレーボール、バドミントン、剣道
11	17(日)	第11回市町村対抗「福岡駅伝」	筑後広域公園	1チーム (19名)

【九州・全国大会等出場助成】 個人や団体が九州大会・全国大会に出場した場合 (9件/15名)

【その他の事業】 スポーツ協会加盟団体 (21 団体) の運営費・主催大会開催時の助成
団体運営助成21団体、主催大会事業助成14団体、スポーツ教室開催助成3団体

【会議等関係】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日(曜)	時刻			
4	5(金)	18:00	第1回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
4	11(木)	19:30	地区公民館長・体育部長会議	総合体育館	
5	15(水)	13:30	スポーツ協会 会計監査	総合体育館	
5	17(金)	19:00	第1回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
5	23(木)	19:00	小学生スポーツ交流大会保護者説明会	総合体育館	事業概要・スケジュール他
5	31(金)	13:30	福岡県民スポーツ大会都市代表者説明会	アクション福岡	
6	1(土)	18:00	NPO法人大木町スポーツ協会総会	総合体育館	R6年度予算・事業計画他
6	15(土)	19:00	スポ協加盟団体合同部会	総合体育館	R6年度助成事業申請・意見交換等
6	21(金)	19:30	総合球技大会代表者会議	総合体育館	大会申合事項・組合抽選
6	28(金)	19:00	第2回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
7	11(木)	19:30	筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 招待チーム等
7	12(金)	19:00	第2回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
7	26(金)	13:30	福岡県民スポーツ大会体郡市代表者会	筑豊緑地プール	県体 水泳競技について
7	27(土)	19:00	小学生スポーツ交流大会事業説明会	総合体育館	第1回小学生長縄跳び大会について
8	3(土)	16:00	福岡県民スポーツ大会夏季大会説明会 激励会	総合体育館	
8	9(金)	19:00	第3回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
8	20(火)	19:30	筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 組合せ等
9	3(火)	13:30	福岡県民スポーツ大会代表者会議、「福岡駅伝」市町村代表者会議	飯塚市総合体育館	
9	6(金)	19:00	第4回 スポーツ協会理事会	総合体育館	綱引き大会他
9	13(金)	19:00	県体 秋季大会監督会議 選手結団式	総合体育館	県体秋季大会出場他
10	18(金)	13:30	「福岡駅伝」市町村代表者会	筑後広域公園	
11	8(金)	19:00	第3回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
11	13(水)	19:00	町民綱引き大会代表者会	総合体育館	大会申合事項・組合抽選
11	15(金)	19:00	町民綱引き審判講習会	総合体育館	
11	29(金)	19:00	第5回 スポーツ協会理事会	総合体育館	次年度事業等
2	21(金)	19:00	第4回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
3	7(金)	19:00	第6回 スポーツ協会理事会	総合体育館	総合球技大会他

【町協力事業】

子どもスポーツ教室10回(95名)、小学生自然体験事業(ジュニアリーダー研修)

事前研修3回、本研修1泊1回／九重青少年の家(小学生25名 延べ80名、中高生4名 延べ15名)

わんぱく体験隊事業 前期5回(41名延べ188名)、後期5回(38名延べ166名)

令和6年度 全国・九州大会出場助成金支給状況

令和6年4月1日～ 単位:円

番号	大会名	期 日	会 場	団体・個人名	助成額
1	2024全日本9人制バレーボールクラブカップ男子選手権大会	7月25日～7月28日	維新百年記念公園・維新大晃アリーナ やまぐちリフレッシュパーク	荒巻幸大・彌永 奨 高山幹太・吉武史晶	40,000
2	全国高校総合体育大会(インターハイ)水球競技	8月17日～8月20日	大分県立大分商業高校水球プール	黒田 遼太郎	10,000
3	全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳大会(100m背泳ぎ)	8月21日～8月26日	東京アクアティクスセンター	大塚 柊仁	10,000
4	第42回全日本ジュニア新体操選手権大会九州ブロック予選会	9月6日～9月8日	ナースパワーアリーナ(熊本市)	川村璃音	5,000
5	第53回九州中学校バドミントン競技大会(バドミントン女子 個人)	8月5日～8月7日	八代トヨオカ地建アリーナ(八代市)	田中のあん	5,000
6	ねんりんピックはばたけ鳥取2024ソフトバレーボール交流大会	10月19日～10月22日	境港市民体育館	チーム:おおき	56,000
7	U16都道府県選抜リレー大会 4×100mリレー男子	10月4日～10月6日	国立競技場	中ノ森洋孝	10,000
8	第75回全日本学生バドミントン大学対抗戦	11月14日～11月17日	ALSOKぐんまアリーナ	渋谷我歩	10,000
9	2025 全日本綱引選手権大会	3月2日	近江八幡運動公園体育館	前牟田大木町TC	40,000
10					
11					
合 計					186,000

第 2 号議案

令和 6 年度 NPO 法人大木町スポーツ協会決算報告

決 算 報 告 書

第 14 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

NPO法人大木町スポーツ協会

福岡県三潞郡大木町大字八町牟田617番地1

活 動 計 算 書

NPO法人大木町スポーツ協会

[税込] (単位:円)
自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

加盟団体負担金	132,000	
地区公民館賛助会員	776,000	908,000

【受取助成金等】

受取補助金		17,553,000
-------	--	------------

【事業収益】

受託事業収益		2,399,000
--------	--	-----------

【その他収益】

受取 利息	3,523	
雑 収 益	2,018	5,541

経常収益 計

20,865,541

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	7,310,482
賞 与(事業)	1,780,800
臨時雇賃金	152,100
法定福利費(事業)	1,504,557
福利厚生費(事業)	363,086
人件費計	11,111,025

(その他経費)

会 議 費(事業)	8,970
旅費交通費(事業)	51,970
車 両 費(事業)	36,130
通信運搬費(事業)	4,160
消耗品 費(事業)	12,823
保 険 料(事業)	271,344
諸 会 費(事業)	57,000
租税 公課(事業)	7,400
支払手数料(事業)	99,230
助成金事業費(事業)	1,582,831
スポーツ運営事業費(事業)	1,414,136

その他経費計

3,545,994

事業費 計

14,657,019

【管理費】

(人件費)

役員 報酬	900,000
給料 手当	1,886,795
賞 与	74,880
法定福利費	243,115
人件費計	3,104,790

(その他経費)

会 議 費	139,124
旅費交通費	126,450
車 両 費	5,853

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

NPO法人大木町スポーツ協会

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

通信運搬費	98,586		
消耗品 費	504,995		
諸 会 費	45,500		
租税 公課	1,000		
支払手数料	685,712		
その他経費計	1,607,220		
管理費 計		4,712,010	
経常費用 計			19,369,029
当期経常増減額			1,496,512
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
過年度損益修正損		1,033,474	
経常外費用 計			1,033,474
税引前当期正味財産増減額			463,038
法人税、住民税及び事業税			71,538
当期正味財産増減額			391,500
前期繰越正味財産額			8,627,391
次期繰越正味財産額			9,018,891

貸借対照表

NPO法人大木町スポーツ協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和 7年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,055,352
普通 福銀	4,706,229	預 り 金	44,756
定期 JA福岡大城	4,260,216	未払法人税等	71,000
現金・預金 計	8,966,445	流動負債合計	1,171,108
(棚卸資産)		負債合計	1,171,108
貯 蔵 品	24,054	正 味 財 産 の 部	
棚卸資産 計	24,054	前期繰越正味財産	8,627,391
(その他流動資産)		当期正味財産増減額	391,500
未収 入金	1,199,500	正味財産合計	9,018,891
その他流動資産 計	1,199,500		
流動資産合計	10,189,999		
資産合計	10,189,999	負債及び正味財産合計	10,189,999

財 産 目 録

NPO法人大木町スポーツ協会
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 7年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 福銀 4,706,229

定期 JA福岡大城 4,260,216

現金・預金 計 8,966,445

(棚卸資産)

貯 蔵 品 24,054

棚卸資産 計 24,054

(その他流動資産)

未収 入金 1,199,500

その他流動資産 計 1,199,500

流動資産合計 10,189,999

資産合計 10,189,999

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金 1,055,352

預 り 金 44,756

未払法人税等 71,000

流動負債合計 1,171,108

負債合計 1,171,108

正味財産 9,018,891

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準は原価法により、評価方法は最終仕入原価法によっています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	企画運営事業	受託事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費	908,000		908,000
2. 受取寄付金	0		0
3. 受取助成金等	17,553,000		17,553,000
4. 事業収益		2,399,000	2,399,000
5. 受取利息		3,523	3,523
6. 雑収益	1,770	248	2,018
経常収益計	18,462,770	2,402,771	20,865,541
II 経常費用			
事業費			
人件費			
給料手当	6,045,594	1,264,888	7,310,482
賞与	1,780,800		1,780,800
臨時雇賃金	16,815	135,285	152,100
法定福利費	1,211,652	292,905	1,504,557
厚生費	359,971	3,115	363,086
人件費計	9,414,832	1,696,193	11,111,025
その他経費			
会議費	8,970		8,970
旅費交通費	50,653	1,317	51,970
車両費	35,505	625	36,130
通信運搬費	4,077	83	4,160
消耗品費	11,348	1,475	12,823
保険料	271,344		271,344
諸会費	57,000		57,000
租税公課	6,572	828	7,400
支払手数料	96,355	2,875	99,230
助成金事業費	1,574,400	8,431	1,582,831
スポーツ運営事業費	1,379,795	34,341	1,414,136
その他経費計	3,496,019	49,975	3,545,994
事業費計	12,910,851	1,746,168	14,657,019
管理費			
人件費			
役員報酬	796,500	103,500	900,000
給料手当	1,669,812	216,983	1,886,795
賞与	66,269	8,611	74,880
法定福利費	215,157	27,958	243,115
人件費計	2,747,738	357,052	3,104,790
その他経費			
会議費	124,101	15,023	139,124
旅費交通費	101,031	25,419	126,450
車両費	5,180	673	5,853
通信運搬費	94,573	4,013	98,586
消耗品費	416,867	88,128	504,995
諸会費	45,500	0	45,500
租税公課	885	115	1,000
支払手数料	606,854	78,858	685,712
その他経費計	1,394,991	212,229	1,607,220
管理費計	4,142,729	569,281	4,712,010
経常費用計	17,053,580	2,315,449	19,369,029
当期経常増減額	1,409,190	87,322	1,496,512

損 益 計 算 書

NP0法人大木町スポーツ協会

[税込] (単位: 円)

収益事業

自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日

【経常収益】

【事業収益】

受託事業収益

2, 399, 000

【その他収益】

受取 利息

3, 523

雑 収 益

248

経常収益 計

2, 402, 771

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)

1, 264, 888

臨時雇賃金

135, 285

法定福利費(事業)

292, 905

福利厚生費(事業)

3, 115

人件費計

1, 696, 193

(その他経費)

旅費交通費(事業)

1, 317

車 両 費(事業)

625

通信運搬費(事業)

83

消耗品 費(事業)

1, 475

租税 公課(事業)

828

支払手数料(事業)

2, 875

助成金事業費 (事業)

8, 431

スポーツ運営事業費 (事業)

34, 341

その他経費計

49, 975

事業費 計

1, 746, 168

【管理費】

(人件費)

役員 報酬

103, 500

給料 手当

216, 983

賞 与

8, 611

法定福利費

27, 958

人件費計

357, 052

(その他経費)

会 議 費

15, 023

旅費交通費

25, 419

車 両 費

673

通信運搬費

4, 013

消耗品 費

88, 128

租税 公課

115

支払手数料

78, 858

その他経費計

212, 229

管理費 計

569, 281

経常費用 計

2, 315, 449

当期経常増減額

87, 322

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

87, 322

法人税、住民税及び事業税

71, 538

当期正味財産増減額

15, 784

監査報告

特定非営利活動法人大木町スポーツ協会の令和 6 年度決算書、関係諸帳簿及び証拠書類を照合し監査した結果、決算書のとおり適正であったことを認める。

* 貸借対照表

* 通帳

* 財産目録

* 総勘定元帳

* 活動計算書

* その他関係書類

* 領収書綴り

令和 7 年 5 月 14 日

監 事

眞 邊 泰 則 

監 事

中 村 子 賀 子 

第 3 号議案

令和7年度 NPO法人大木町スポーツ協会事業計画 (案)

【主催大会事業等】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日	時刻			
4	20(日)	10:00	軽スポーツ体験会 (1回目)	総合体育館 木佐木小運動場	地域・団体等対象
5	11(日)	9:00	第44回大木町総合球技大会	総合体育館 運動公園	レディースソフトバレーボール 壮年ソフトボール
6	29(日)	9:00	第25回町民ソフトバレーボール大会	総合体育館	地区公民館の部
7	13(日)	10:00	軽スポーツ体験会 (2回目)	こっぽーっとホール	地域・団体等対象
9	7(日)	9:00	第61回筑後バレーボール選手権大会	総体・大木中・大莞小	男子・女子・ママの部
9	28(日)	9:30	第2回大木町小学生長縄跳び大会	総合体育館	地区子ども会・育成会対象
10	12(日)	9:00	町民体育大会	各小学校運動場	全町民
10	26(日)	9:00	第26回町民グラウンドゴルフ大会	運動公園	個人・地区公民館対抗 雨天11月3日(祝)
11	23(日)	9:00	第37回町民綱引大会	総合体育館	小学生・一般男子・一般女子
2	8(日)	9:00	第12回大木町リレーマラソン大会	アクアス周辺歩道	小学生・一般男子・一般女子・ファミリー・ 職場仲間・マスターズ・シニア・男女混合
4月～3月			地域スポーツ普及事業・スポーツ教室・ 地域支援事業	町内施設	地区・スポーツ協会加盟団体等

【九州・全国大会等出場助成】 個人や団体が九州大会・全国大会に出場した場合

【その他の事業】 スポーツ協会加盟団体 (18団体) の運営費・主催大会開催時の助成

【会議等関係】

期 日			事 業 名	会 場	内 容
月	日(曜)	時刻			
4	10(木)	19:30	地区公民館長・体育部長会議	総合体育館	
4	4(金)	18:00	第1回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
4	25(金)	19:00	総合球技大会代表者会議	総合体育館	大会申合事項・組合抽選
5	14(水)	9:00	スポーツ協会 会計監査	総合体育館	
5	16(金)	19:00	第1回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
5	31(土)	18:00	NPO法人大木町スポーツ協会定期総会	総合体育館	R7年度予算・事業計画他
6	14(土)	19:00	スポ協加盟団体合同部会	総合体育館	R7年度助成事業申請・意見交換等
6	27(金)	19:00	第2回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
7		20:00	筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 招待チーム等
7	11(金)	19:00	第2回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
7	26(土)	19:00	小学生長縄跳び大会事業説明会	総合体育館	事業概要、大会要項説明
8	8(金)	19:00	第3回 スポーツ協会理事会	総合体育館	
8	19(火)	19:00	地区体育部長会議	総合体育館	町民体育大会説明
8		20:00	筑後バレーボール選手権大会実行委員会	総合体育館	大会運営 組合せ等
9	12(金)	19:00	県体 秋季大会監督会議 選手結団式	総合体育館	県体秋季大会出場他
9	17(水)	19:00	第3回 スポーツ協会理事会		綱引き大会他
9	19(金)	19:00	第4回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	綱引き大会他
11	7(金)	19:00	第4回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
11	12(水)	19:00	町民綱引き大会代表者会議	総合体育館	大会申合事項・組合抽選
11	28(金)	19:00	第5回 スポーツ協会理事会	総合体育館	次年度事業等
2	20(金)	19:00	第5回 スポーツ推進委員会議	総合体育館	
3	6(金)	19:00	第6回 スポーツ協会理事会	総合体育館	総合球技大会他

【子ども体験学習受託事業】

子どもスポーツ教室（10回）、小学生自然体験事業／ジュニアリーダー研修（事前研修3回、一泊研修1回）、わんぱく体験隊事業（前期5回、後期5回）

令和7年度 NPO法人大木町スポーツ協会収支予算

収入の部	科 目	本年度予算	前年度予算	比較	備 考
	繰越金	4,706,229	4,367,247	338,982	前年度から繰越
	会 費	1,323,000	890,000	433,000	スポーツ協会会費（地区公民館77.6万、加盟団体負担金9.0万、筑後バレー参加料4.2万）子ども体験3事業参加料（子どもスポーツ教室6.0万、小学生宿泊自然体験事業11.5万、わんぱく体験隊24.0万）
	助成金	37,000	38,000	△ 1,000	県スポーツ協会
	補助金	13,890,000	17,466,000	△ 3,576,000	町補助金
	委託金	7,910,000	2,400,000	5,510,000	町委託金（体育館管理470.7万／管理人分含む、子ども3事業320.3万）＊子どもスポーツ教室71.7万、小学生宿泊自然体験事業129.8万、わんぱく体験隊118.8万
	寄附金	100	100	0	
	雑収入	100	100	0	預金利息
合 計		27,866,429	25,161,447	2,704,982	

科 目		本年度予算	前年度予算	比較	備 考	
支 出 の 部	事務 費	人件費	16,250,000	15,552,940	697,060	事務局員給与、手当、社会保険他 （正規職員2名、非正規職員1名）1,270.1万 管理人パート4人（平日夜、土午後、日祝終日）250万 理事長・副理事長30万、アドバイザー74.8万
		消耗品費	269,000	490,000	△ 221,000	コピー用紙、プリンターインク、事務用品15.3万、理事・職員制服5.7万（3人分）、 混合油0.9万、スポ協封筒5万
		旅費交通費	250,000	281,000	△ 31,000	理事会・職員出張旅費9.5万
		会議費	140,000	140,000	0	総会他10万、表彰記念品代3.9万 1.3*3名
		修繕費	50,000	50,000	0	発生予算
		手数料	856,000	900,000	△ 44,000	税理士・司法書士費用76万、ホームページ維持費5.1万、支払い手数料 料1万、ごみ処理手数料1.6万、賞状筆耕料1万、クリーニング料0.9万
		租税公課	90,000	90,000	0	軽自動車税0.8万、法人税7.1万、印紙1万
		保険料	290,000	330,000	△ 40,000	車任意保険5万、NPO活動保険24万
		通信費	97,400	90,000	7,400	切手・はがき7.3万、インターネット代他2.4万
		負担金	67,000	1,100,474	△ 1,033,474	県スポ協会負担金2.7万・賛助会費2万、研修負担金2万
		車両費	125,000	125,000	0	車ガソリン代5万、整備費（車検代）7.5万
		減価償却費	1,000	1,000	0	
		諸会費	41,000	50,000	△ 9,000	久留米広域勤労者福祉サービスセンター3名分
		交際費	20,000	20,000	0	香典、式典参加
		計	18,546,400	19,220,414	△ 674,014	
	事業 費	助成事業費	1,761,000	1,810,000	△ 49,000	スポーツ大会出場助成63.1万、専門スポーツ部助成43万、少年スポー ツ部助成53万、指導部会助成5万、スポーツ教室助成12万
		スポーツ 運営事業費	2,710,800	2,598,000	112,800	軽スポーツ体験会4.4万、総合球技大会28.78万、町民ソフトバレーボール大会 15.94万、筑後バレーボール選手権大会39.4万、小学生長縄跳び大会21.65万、リ レーマラソン大会25.66万、町民綱引大会24.13万、グラウンドゴルフ大会15.12 万、町民体育大会70.0万、各大会参加費26万
		子ども体験学 習受託事業費	1,260,000	0	1,260,000	子どもスポーツ教室18.1万、小学生宿泊自然体験事業66.2万 わ んぱく体験隊41.7万
		計	5,731,800	4,408,000	1,323,800	
	予備費		3,588,229	1,533,033	2,055,196	次年度初期運営資金
合 計		27,866,429	25,161,447	2,704,982		

本年度収入合計

27,866,429円

本年度支出合計

27,866,429円

差額

0円

第 5 号議案

役員（理事及び監事）の選任について

下記により役員の退任及び新任の承認を求めます。

役職名	氏 名	選出区分
理 事	山北清四郎	学識経験者
理 事	松 延 聡	学識経験者
理 事	徳永 道	スポーツ推進委員
理 事	堤 沙織	スポーツ推進委員
理 事	田中喜佐雄	専門スポーツ部会
理 事	川村 賢哉	少年スポーツ部会
理 事	石川 信男	学識経験者
理 事	深町 英輔	学識経験者
監 事	眞邊 泰則	社会教育委員の会
監 事	荒尾美喜男	学識経験者

退任理事

山浦 正治
福山 香苗
川村 賢哉
中村 千賀子

スポーツ推進委員
少年スポーツ部
学識経験者
学識経験者

新任理事

徳永 道
川村 賢哉
深町 英輔
荒尾 美喜男

スポーツ推進委員
少年スポーツ部
学識経験者
学識経験者

事 務 連 絡

1) 大木町スポーツ協会について

- ・正会員名簿、役員・事務局名簿

- ・賛助会費(地区年会費)

本総会後に各地区の公民館長様宛送付します。

1 世帯 200 円 締め切り 7月5日(土)

- ・加盟団体負担金

本総会後に各団体の事務局長様宛に送付します。

1 団体 3,000円 締め切り 7月5日(土)

2) そ の 他

- ・総合保険の活用(スポーツ行事参加に関する事故などの対応)

- ・ホームページの開設

URL(ホームページアドレス) <http://www.oki-sports.jp/>

会議などの資料・結果、行事予定のお知らせや大会行事の申込書、各種申請書がダウンロードできます。

N P O 法 人 大 木 町 ス ポ ー ツ 協 会 正 会 員 名 簿 (令 和 7 年 度)

【 一 般 】 (1 1 名)

番号	選 出 区 分	氏 名
1	スポーツ推進委員代表	徳永 道
2	スポーツ推進委員代表	坂井 孝弥
3	大溝校区区長会代表	井手 正宏
4	木佐木校区区長会代表	久良木勝昌
5	大莞校区区長会代表	東 一人
6	大溝地区公民館代表	石川 忠和
7	木佐木地区公民館代表	牟田 敏昭
8	大莞地区公民館代表	鳥取 信
9	女性の会代表(大溝)	森山 敬子
10	女性の会代表(木佐木)	徳永 清美
11	女性の会代表(大莞)	廣石 福子

【 少 年 ス ポ ー ツ 部 】 (1 1 名)

12	大木ジュニアーズ	龍 健治
13	大溝ホークス	古賀 卓也
14	大木ジュニアバレー男子	中垣 清文
15	大木ジュニアバレークラブ女子	柴田 洋平
16	大莞少年剣道会	今村 清二郎
17	大溝少年剣道会	中村 沙弥香
18	糸東流空手道大木支部	川村 賢哉
19	大木フットボールクラブ	坂井 栄介
20	アスリートアカデミー大木	末次 亜沙美
21	大木ジュニアソフトテニスクラブ	廣松 恵美
22	大木卓球ジュニア	吉住 勝彦

【 専 門 ス ポ ー ツ 部 】 (7 名)

23	大木町軟式野球連盟	田中 一成
24	大木町バレーボール連盟	荒巻 幹生
25	大木町テニスクラブ	諸 富 哲
26	大木町剣友会	野口 幹矢
27	大木町バドミントン協会	上之園拓男
28	大木町レクリエーション協会	田中 輝昭
29	大木町グラウンドゴルフ協会	田中 喜佐雄

N P O 法人大木町スポーツ協会（令和 7 年度～ 8 年度）

事務局 所在地	郵便番号	三潞郡大木町大字八町牟田 6 1 7 - 1	TEL・FAX	0 9 4 4 - 3 2 - 1 2 8 8
	830-0416	大木町総合体育館内	E-mail	sogotaiikukan@shirt.ocn.ne.jp

役職名	氏 名	選 出 区 分
顧 問	境 良 典	旧大木町体育協会会長
顧 問	長 瀬 光 市	大木町副町長
顧 問	北 原 孝 徳	大木町教育長
理事長	山 北 清 四 郎	学識経験者（旧大木町体育協会理事長）
副理事長	松 延 聡	学識経験者（旧大木町体育協会理事）
理 事	徳永 道	スポーツ推進委員
理 事	堤 沙 織	スポーツ推進委員
理 事	田 中 喜 佐 雄	専門スポーツ部会（グラウンドゴルフ協会）
理 事	川 村 賢 哉	少年スポーツ部会（糸東流空手道大木支部）
理 事	石 川 信 男	学識経験者
理 事	深 町 英 輔	学識経験者
監 事	眞 邊 泰 則	社会教育委員の会
監 事	荒 尾 美喜男	学識経験者
事務局長	石 崎 新 士	スポーツ協会事務局長
事務局	本 村 太 一	スポーツ協会事務局員
事務局	内 野 佳 子	スポーツ協会事務局員
事務局		

スポーツ協会主催のスポーツ大会等 に参加された場合の活動総合保険

大木町スポーツ協会では、主催事業に関することで事故があった場合、NPO 団体を構成する正会員、賛助会員(地域住民)、理事、役員、職員を対象に、活動中の第三者に対する賠償責任や活動中に発生した傷害をカバーする活動総合保険に加入しています。

《傷害保険》

内 容	保険金額
死亡保険金	1,000 万円
後遺障害保険金	40 万円～1,000 万円
入院保険金日額(1日～180日)	5,000 円
手術保険金	入院保険金日額の5・10 倍 ※入院中に受けた手術10倍、それ以外5倍
通院保険金日額(1日～90日)	2,500 円

※活動中に他人にけがを負わせ、物を壊した場合は、賠償責任保険が支払われます。

連絡先:大木町スポーツ協会(大木町総合体育館内)
電話・FAX 0944-32-1288

特定非営利活動法人 大木町スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大木町スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県三潞郡大木町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、スポーツの振興と健康づくり及び学術、文化、芸術の振興に関する事業を行い、地域住民の健康増進及び青少年の健全育成、体力の向上を図り、健康で明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 上記各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツ・健康づくり活動の企画・運営及び支援に関する事業
- ② スポーツ・健康づくりに関わる受託事業及び指導者・講師派遣に関する事業
- ③ スポーツ・健康づくりに関する情報収集や発信に関する事業
- ④ 地域住民の総合的な生涯学習の推進・振興及び支援に関する事業

(2) その他の事業

物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。但し、正会員のうち個人及び団体会員にあっては、大木町に本拠地を有する個人及び団体とする。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 正会員・賛助会員の会費に関する細目は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(入会金及び会費の免除)

第9条 理事会は、免除すべき相当の事由があると認める会員については、入会金及び会費の免除を議決することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は、正会員から選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事会において互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結する日までその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第21条 この法人に、顧問並びに参与を置くことができる。

- 2 顧問並びに参与は、理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。
- 3 顧問並びに参与は、理事長の要請により会議に出席し、諮問に応えることができる。

(職員及び事務局)

第22条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事会が委嘱し、職員は理事長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条、第39条第2項、第41条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体（大木町）に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正会員（個人）（団体）	0円	賛助会員（個人）（団体）	0円
-------------	----	--------------	----

年会費

正会員（個人）	1,000円	（団体）	3,000円
賛助会員（個人）	3,000円	（団体）	10,000円
		（地縁団体）	200円×世帯数

令和7年度 大木町スポーツ協会運営方針

大木町スポーツ協会組織理念

【組織スローガン】

スポーツを通して地域に笑顔を！！

《Ⅰ 組織が果たすべき使命；ミッション》

『町民の皆さんがスポーツを通して健康になり、より豊かでより幸せになる』

《Ⅱ 将来のありたい姿；ビジョン》

- ① スポーツで健康な人が多い町にする
- ② スポーツで地域のキズナが強い町にする
- ③ 様々なスポーツ競技で活躍する選手を増やし、町民に元気と活力を与える

《Ⅲ 組織が共通して持つ価値観；コアバリュー》

- ① スポーツを身近なものとする
- ② スポーツに取り組みやすい環境を整える
- ③ スポーツを専門的に学び実践できる環境を整える
- ④ 地域スポーツ団体の支援に取り組み、持続可能なスポーツ環境を整える

■ 令和7年度具体的取組 ■

① 地域スポーツの振興（『いつでも、どこでも、だれでも』スポーツ）

→ スポーツ大会等

の充実・改善

（町民体育大会の開催）

- ・ 広報活動や募集方法、内容の工夫による参加者増加策
- ・ 公民館との連携によるスポーツを通じた絆づくり
- ・ 住民が少ない地域が参加しやすい募集体制と調整

→ 地域行事等

の支援

- ・ 地域でできるスポーツ行事の紹介（軽スポーツ体験会複数開催）
- ・ 軽スポーツ道具の貸出
- ・ 相談業務の充実

イベントによる意識の向上と絆づくり

運動の日常化の受け皿づくり

- ・ スポ協 HP の充実
- ・ 町広報紙
- ・ 町 LINE の活用

② スポーツ団体等への支援（研修・交流会、指導者育成事業など）

→ 加盟団体への

意見集約・対応

- ・ 加盟団体の活動充実のための研修会と意見交換
- ・ 助成事業の充実（主催事業・地域スポーツ普及事業助成金の活用）

③ 青少年育成事業への協力・支援（協力事業；わんぱく体験隊・ジュニアリーダー育成事業他）

→ 子どもスポーツ教室などの 体験活動の企画運営

→ 部活動地域移行への協力

- ・ 体験の目的や子どものニーズに沿った内容の工夫
- ・ 実行委員会や関係団体等との連携
- ・ 推進協議会への出席と加盟団体への周知



NPO 法人大木町スポーツ協会「4 年間の実績」について

1. 業務実績とその価値

(1) スポーツ行事の成果と課題

大木町スポーツ協会が主催するスポーツ行事は、以下のように年間7事業実施し、コロナ禍前は、多くの町民が参加し賑わっていた。これらの事業は、長年に渡って実施され、町民の憩いと絆づくりの場として親しまれてきた。しかし、コロナ後もほとんどの大会で参加者が激減し、継続することが困難な状況にあった。このことは、住民の参加意欲の低下と地域の絆や組織が抱える課題によるものと考ええる。

そこで、スポーツ協会では、内容の工夫と組織等への働きかけを行い、徐々に参加者が戻りつつある。このことは、スポーツ協会が長年担ってきた「スポーツを通じたまちづくり」の成果と言える。

【 スポーツ行事と参加者の推移 】

月	行事名		コロナ前 R 1	R 4	R 5	R 6
5 月	総合球技大会	ソフトボール	3 3	2 4	2 3 中止	2 4
		ソフトバレー	1 9	7	1 2	1 2
7 月	町民ソフトバレーボール大会		2 0	1 4	2 2	2 4
9 月	筑後バレーボール選手権	男子の部	6	3	3	4
		女子の部	5	2	3	3
		ママさん	1 0	5	1 0	9
9 月	小学生スポーツ交流大会	ドッジボール	1 7	中止	3	長縄跳び 1 7
		ソフトバレー	1 9		1	
10 月	町民グランドゴルフ大会	団体の部	2 1	1 5	1 3	1 2
		個人の部	1 9 地区 7 0 名	1 8 地区 6 5 名	1 9 地区 6 4 名	1 9 地区 6 3 名
11 月	町民綱引き大会	一般男子	2 0	8	1 1	1 2
		一般女子	6	3	4	5
		小学生	1 9	中止	6	1 0
2 月	大木町リレーマラソン大会		40 チーム 2 4 4 名	22 チーム 1 4 4 名	35 チーム 2 3 5 名	38 チーム 2 7 9 名

(2) 子ども3事業の状況

スポーツ協会では、小学生を対象とした「子どもスポーツ教室」「わんぱく探検隊」「ジュニアリーダー養成事業」を行っている。これらの事業は、実行委員会組織で実施し、その組織編成から企画、運営までをスポーツ協会が事務局となって行っている。

これらの事業は、青少年育成はもちろん、指導や支援等で関わる多くのボランティアや関係者の絆づくりや人材育成にも繋がっている。また、これらの事業で育った子ども達が成長して、指導的立場になる好循環も生まれている。実際に、「ジュニアリーダー養成事業」で育った20代の青年が指導的立場のスポーツ推進員に3名も在籍している。まさに、今、重要視されている「子ども真ん中社会」の成果とも言える。

(3) 対外大会等への参加支援

【 主な大会と支援内容 】

大会等		各種支援事業
県民 スポーツ 大会	夏季大会（水泳）	開会行事等参加、補助、応援等、出場助成金
	秋季大会	開会行事等参加、補助、応援等、出場助成金
	福岡駅伝	開会行事等参加、補助、応援等、出場助成金
九州大会、全国大会		出場助成金

スポーツ協会では、前身の体育協会時代から積極的に大会への支援を行ってきた。また、県民スポーツ大会においては、町行政の代理として、開会式等への参加などの役割を担ってきた。このような、各種スポーツ大会への出場や優秀な成績は、町民に夢と希望を与えるものであり、スローガン『スポーツを通して地域に笑顔を』にも沿っている。

(4) 加盟団体等への支援

大木町スポーツ協会には、11団体の少年スポーツ部と10団体の専門スポーツ部がある。例年、これらの団体の交流の場として、「スポーツ協会加盟団体合同部会」を開催している。最近では、この中で研修会を開いて、関係者の意識向上も図っている。また、スポーツ関係者のネットワークづくりや部活動の地域移行、部員減少の課題への対応など、クラブのニーズや最新の情報に対する意見交換の場としても活用している。

さらに、各クラブでの体験会などのイベントへの補助金を通じたクラブ活性化への支援も行っている。

(5) 新規事業の取組

【 『軽スポーツ体験会』 内容と参加者 】

年度	内容	参加地区	参加者
令和5年度	ペタンク、ラダーゲッター、ストラックアウト、ダーツ	7地区	24名
令和6年度	ペタンク、モルック、ボッチャ、輪投げ	7地区	41名

軽スポーツ体験会は、地域にスポーツを普及しようとする事業である。軽スポーツの紹介とともに、必要な道具の貸し出しや実施に関する指導や支援なども行うことで、地域でのスポーツ行事を支援する。このことは、地域の活性化やコミュニケーションの場、絆づくりに繋がるとともに、地域づくりに寄与するものである。

2. 今後の方向性 ～新規事業の拡大と効果～

軽スポーツ体験会のように、スポーツの普及振興を図る事業は、スポーツを通じた地域づくりに直接繋がるものであり、スローガン「スポーツを通して地域に笑顔を」を達成する事業である。このように、今後は、地域づくりに繋がる事業を拡げ、より効果があるものにしていくことを進めていく必要がある。大木町スポーツ協会は、その前身である体育協会時代から、町のスポーツ行事や関係業務を担ってきた。長年にわたって、スポーツを通じた地域の絆づくりや活性化に大きく貢献してきた歴史がある。この間、関係者や関係団体との連携も構築してきたことが今の財産となっている。

また、こども3事業のように、スポーツのみならず、広く青少年育成にも関与した事業を続けてきている。ここでも、子ども達や指導などで関わる関係者の人材育成にも繋がっている。つまり、大木町スポーツ協会は、単にスポーツの振興を行うだけでなく、社会教育領域が担う「人づくり」「地域づくり」「繋がりづくり」を実践してきたことで、このような成果を得ることができたと考える。